

改正個人情報保護法の施行に向けた動向

平成28年9月23日
個人情報保護委員会事務局



目次

1. 個人情報保護法の改正

2. 個人情報保護法の施行に向けた動き

（１）個人情報保護委員会

（２）改正と政令案等のポイント

1. 個人情報保護法の改正

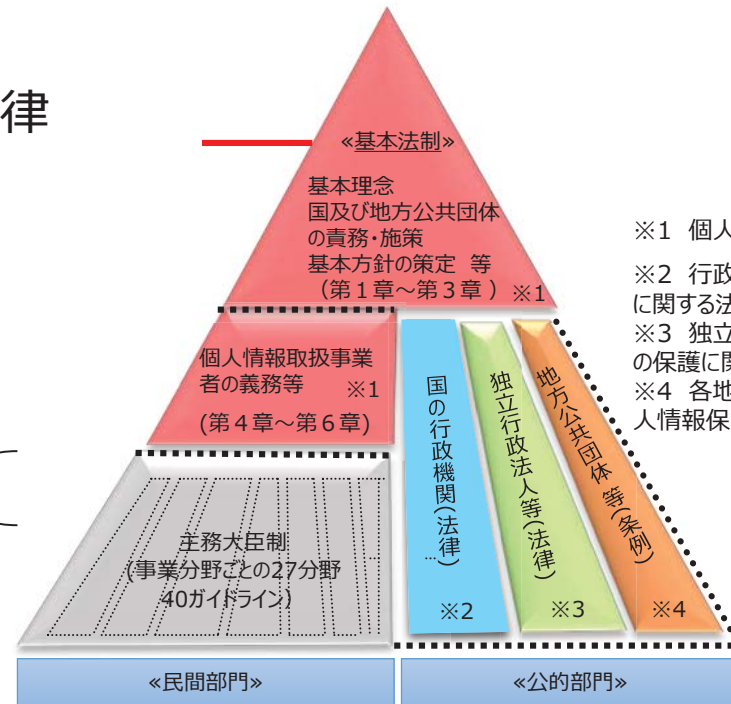


個人情報保護制度の体系

3

個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法) ※1

事業等を所管する各省庁において、審議会の議論等を経て、27分野について38のガイドラインを策定



※1 個人情報の保護に関する法律

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療（一般）	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理（一般）	厚生労働省	福祉	厚生労働省
医療（研究）	文部科学省	郵便	総務省	雇用管理（船員）	国土交通省	国土交通	国土交通省
	厚生労働省	信書便	総務省	職業紹介等（一般）	厚生労働省	環境	環境省
	経済産業省	経済産業	経済産業省	職業紹介等（船員）	国土交通省	防衛	防衛省
	文部科学省	警察	国家公安委員会	労働者派遣（一般）	厚生労働省		
	厚生労働省	法務	法務省	労働者派遣（船員）	国土交通省		
金融	金融庁	外務	外務省	労働組合	厚生労働省		
信用	経済産業省	財務	財務省	企業年金	厚生労働省		
電気通信	総務省	文部科学	文部科学省	農林水産	農林水産省		

個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、個人情報を取扱う事業者の取得・利用・提供等個人情報に関する一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監視・監督権限を定めること等により、個人情報の適正な取り扱いを確保するものである。

○ 定義

・ 個人情報の定義 (§2)

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

・ 個人情報取扱事業者 (§2)

その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者（過去6か月以内のいずれの日においても5000を超えない者）

○ 利用目的に関する規律

・ 個人情報の利用目的の特定 (§15)、目的外利用の禁止 (§16)

個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定し、原則として、あらかじめ本人同意を得ないで、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

・ 適正な取得 (§17)、取得時の利用目的の通知等 (§18)

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならず、取得時は本人へ速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない。また、本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

○ 第三者提供の制限

・ 第三者提供の制限 (§23)

あらかじめ本人の同意を得ないで本人以外の者にデータを提供してはならない（ただし、例外規定あり）。

※委託、事業承継及び共同利用の場合は相手方は第三者に該当しない。

○ 事故防止のための措置

・ データ内容の正確性の確保 (§19)

データは正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

・ 安全管理措置 (§20)、従業者・委託先の監督 (§21-22)

データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な技術的・組織的な保護措置を講じなければならず、また安全にデータ管理するため、従業者や委託先へ必要・適切な監督を行わなければならない。

○ 本人の求めに応じる義務

・ 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等 (§24-27)

一定のデータについて、利用目的等を本人の知りうる状態に置き、本人からの求めに応じてデータを開示、内容に誤りのあるときは訂正等、法律上の義務に違反する取扱いについては利用停止等を行わなければならない。

○ 苦情処理 (§31)・主務大臣の助言 (§33)、勧告及び命令 (§34) 等による 不適正な個人情報の取扱いの是正

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

個人情報保護法の改正の概要①

7

1. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報保護委員会

(H28.1.1施行時点)
第50条～第65条

(全面施行時点)
第40条～第44条、
第59条～第74条

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）

2. 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義の明確化

第2条第1項、第2項

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

要配慮個人情報

第2条第3項

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。

3. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

匿名加工情報

第2条第9項、第10項、
第36条～第39条

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

個人情報保護指針

第53条

個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

個人情報保護法の改正の概要②

8

4. 個人情報の取扱いのグローバル化

国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供 第75条、第78条	日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。
外国事業者への第三者提供 第24条	個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。

5. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

トレサビリティの確保 第25条、第26条	受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。
データベース提供罪 第83条	個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

6. その他改正事項

オプトアウト規定の厳格化 第23条第2項～第4項	オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。
利用目的の制限の緩和 第15条第2項	個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。
小規模取扱事業者への対応 第2条第5項	取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。

2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令案等のポイント



沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置
(特定個人情報保護委員会から改組)
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

所掌事務

(平成28年8月時点)

- (1) マイナンバー制度に関する事務(監視・監督、特定個人情報保護評価)
- (2) 個人情報保護法に関する事務(個人情報保護法を所管)
※改正個人情報保護法の全面施行後は、同法に基づく監視・監督業務が追加。
- (3) 上記(1)、(2)に共通する事務(広報・啓発、国際協力等)

組織

- 委員長1名・委員8名(合計9名)の合議制(行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使(任期5年)
- 委員会事務局の職員数: 97名(平成28年8月1日現在)



【マイナンバー法^(*1)関係】

※マイナンバー法は、
内閣府が所管

個人情報保護委員会

個人情報保護の基本方針の策定・推進
広報啓発
国際協力
その他（国会報告・調査等）

特定個人情報
保護評価

監視・監督等

苦情あつせん

指針

評価書

監視・監督

苦情

あつせん等

行政機関・
地方公共団体等

事業者

個人

【個人情報保護法^(*2)関係】

個人情報保護法は、
個人情報保護委員会が所管

認定・監督等^(*3)

監督^(*3)

苦情等^(*3)

あつせん等^(*3)

認定個人情報
保護団体

事業者

個人

監視・監督^(*5)

行政機関

独立行政
法人等

【行政機関個人情報保護法等^(*4)関係】

※非識別加工情報（個人情報保護法における
匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

- (*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (*2) 個人情報の保護に関する法律
- (*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始。
- (*4) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」
- (*5) この事務は改正行政機関個人情報保護法、改正独立行政法人個人情報保護法の全面施行日（公布から1年6月以内）から開始。

2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令案等のポイント



1. 個人識別符号

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
 - ・ 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）
 - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

○政令・委員会規則で以下の番号・符号を個人識別符号と規定する予定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ② 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー



顔認識データ



指紋認識データ

2. 要配慮個人情報の規定の新設

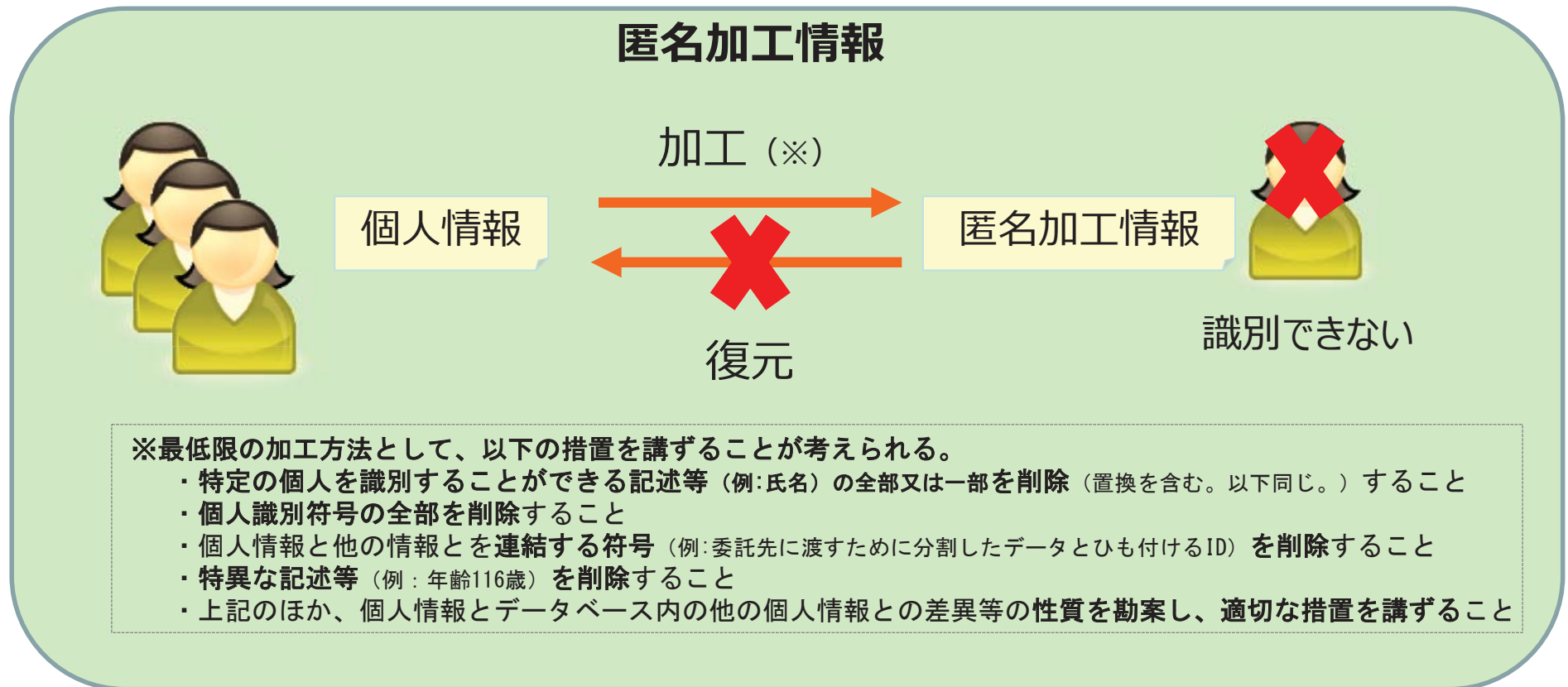
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定する予定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



4. 小規模事業者への配慮

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定

○ガイドラインにおいて、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とともに、小規模の事業者の特例的な対応（手法の例示を含む。）を示す予定。
○なお、ガイドラインにおける「安全管理措置」の内容（特例含む。）は、原則、番号法ガイドラインに準じるものとするが、番号法固有の観点から講じることとされている措置に関する記載等は、適切に見直す予定。

- （例）・組織的安全管理措置の「取扱状況等の記録」に関する記載
・物理的安全管理措置の「区域の管理」に関する記載 等



1. 基本方針とは

- 個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき政府が策定する、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための方針(平成16年4月2日閣議決定、平成28年2月19日最終変更)。
- 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向を示すとともに、国、地方公共団体、独立行政法人等及び個人情報取扱事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定める。

2. 基本方針の見直し

- 改正法の全面施行に伴い、個人情報及び情報セキュリティをめぐる状況の変化や国際的な政策の方向性、監督権限の一元化等を踏まえ、全面的な見直しを実施。

※ 基本方針の一部変更案について、個人情報保護委員会において意見募集中(平成28年9月8日～10月7日)

3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

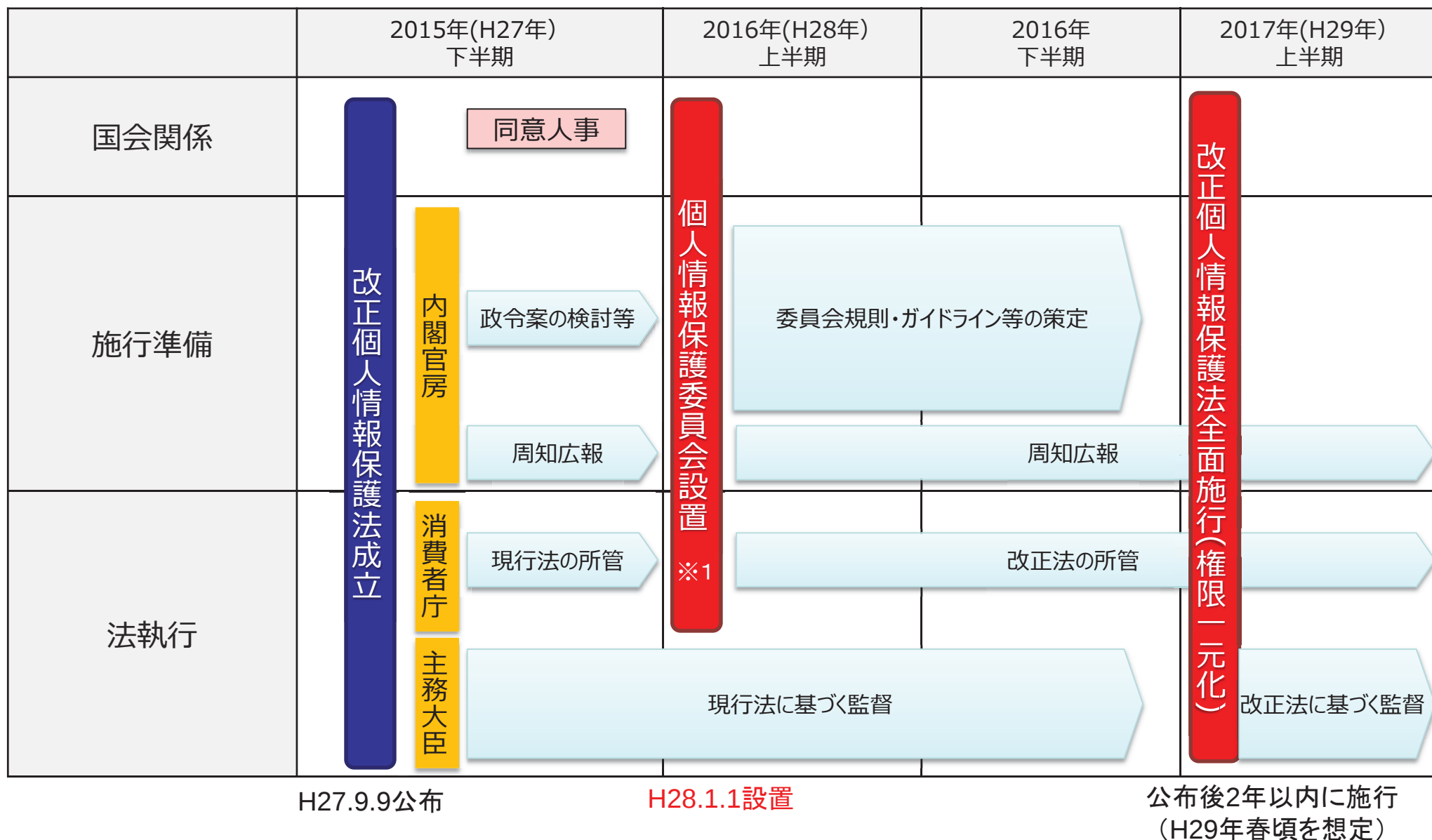
① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。(略)

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び個人情報保護委員会のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体はその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。

改正個人情報保護法の施行スケジュール

18



※1 2016年(H28年)1月1日

※2 改正法の公布の日から2年以内で政令で定める日

○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第3節 地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（区域内の事業者等への支援）

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。